

財務省告示第四百四十五号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十六年九月二十一日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。
 平成十六年十月八日

財務大臣 谷垣 禎一

一	名称及び記 号	利付国庫債券（十年）（第二百六 十三回）
二	発行の根拠 の法律及びそ の条項	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 條第一項
三	振替法の適 用等	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。 国民年金法等の一部を改正する 法律（平成十二年法律第十八号） 附則第三十七條第一項の規定に 基づき厚生労働大臣から年金資 金運用基金に寄託された資金に よる引受け
四	発行方法	
五	発行額	額 二千七百二十九億円
六	払込金額	額 二千七百四十九億七千四百四万 円
七	最低額面金	五万円
八	振替単位	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 の整数倍の金額によるものと する。
九	発行行 行価 格日	平成十六年九月二十一日
十	発行額	額 面金額百円につき百円七十六 銭

十一
十二

利率
の経過
払込み

年一・六パーセント
年金資金運用基金理事長は、
年一・六パーセントの利率に
達し、加え、次の算式により
算出した金額を第十八号に
する。期日に払い込むものと
する。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.6}{100} \times \frac{1}{365}$$

十三

初期
利率

平成十七年三月二十日
と、し、次の算式により
金額を支払う。ただし、
金の額を休業日に当り、
が銀行休業日に当たるとき
その翌営業日に支払う。以
次の期及び第十五号にお
する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.6}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四

第二期
以後の
利率

毎年三月二十日及び九月
を、支払期とし、各支払
て、その日以、前六月間
利率を、支払う。六月間
平成二十六年九月二十日
額面金額百円につき百円
日本銀行

十五
十六
十七
十八

償還
償還
元金
払場所
払込期日

平成十六年九月二十一日